証券コード　3611
2020年６月11日

株　主　各　位

広島県福山市宝町４番14号
株式会社マツオカコーポレーション
代表取締役社長ＣＥＯ　松岡　典之

第64回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第64回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本総会は適切な新型コロナウイルス感染予防策を実施したうえで開催いたしますが、株主の皆様におかれましては、健康と安全面を最優先にお考えいただき、感染予防の観点から、ご出席の見合わせと書面による議決権行使もご検討ください。（感染予防策につきましては、次頁をご参照ください。）

なお、書面により議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年６月25日（木曜日）午後６時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬　具

記

１．日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

２．場　　所　広島県福山市三之丸町８番16号
福山ニューキャッスルホテル　３階 光耀の間

３．目 的 事 項

報告事項
１．第64期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第64期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
◎次の事項につきましては、法令並びに当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（https://www.matuoka.co.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査した一部であります。
(1) 事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「会計監査人に関する事項」「業務の適正を確保するための体制及び運用状況」
(2) 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表
(3) 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表
◎本株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類の記載事項について修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.matuoka.co.jp/）に掲載いたします。

～新型コロナウイルス感染予防に関するお知らせ～

新型コロナウイルス感染予防への対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆さまのご理解並びにご協力をお願い申し上げます。

＜当社の対応について＞
・株主総会の運営スタッフは、マスク着用で応対させていただきます。
・受付など会場内各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
・お飲み物のご提供につきましては、今回は取りやめとさせていただきます。

＜株主様へのお願い＞
・株主総会にご出席される株主様におかれましては、株主総会開催日現在の感染状況やご自身のご体調をお確かめの上、マスク着用などの感染予防対策にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会へのご出席を見合わせることもご検討ください。
・株主総会の議決権行使は、ご出席いただくほかに、議決権行使書の郵送による方法もございますので、そちらのご利用も是非ご検討ください。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（https://www.matuoka.co.jp/）に掲載いたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済は、米国においては、雇用環境が底堅く経済を下支えしていましたが、欧州・中国においては、英国のEU離脱問題や、長期化する米中貿易摩擦の影響等から景気は減速傾向にありました。期末にかけては、新型コロナウイルス感染拡大の懸念から、世界的に経済活動の自粛を余儀なくされ、主要国において経済が大幅に悪化いたしました。

わが国経済では、雇用・所得環境の改善等が内需の底堅さを支えていましたが、度重なる自然災害や消費税増税等により景気が落ち込む中、新型コロナウイルス感染拡大の影響により急激に悪化しました。

当社グループの主要な取引先であるアパレル業界においては、販売チャネルの多様化、低価格志向・選別消費の傾向が依然として根強く残る中、天候不順等による消費マインドの低下もマイナス要因となりました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、サプライチェーンの途絶や、外出自粛及び休業要請により店舗における販売が大幅に減少する等、一層厳しい状況が続きました。

このような状況の中、当社グループでは、上半期においては、気候要因によるアパレル業界の生産調整や、顧客の物流施策の変更等により、売上高が減少しました。下半期に入り、特定の大手ＳＰＡ向けのカジュアルウェアを中心に受注が回復傾向に転じたものの、上半期の需要の低迷をリカバリーするまでには至りませんでした。利益につきましては、生産性の向上や固定費の削減等に努めましたが、売上高の減少に伴う利益の減少を十分に補うことはできませんでした。

当社グループが展開する国ごとの生産状況は以下のとおりであります。

（中国）

顧客の物流施策の変更等により、特定の大手ＳＰＡ向けのカジュアルウェア等の売上が減少しました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、一時的に工場の操業停止を余儀なくされましたが、比較的早期に操業を再開し、生産活動に与える影響は限定的なものに留まりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は307億92百万円（前期比18.6％減）となりました。

（バングラデシュ）

カジュアルウェア及びワーキングウェアの生産は比較的順調に進みましたが、インナーウェアの受注が伸び悩み、前連結会計年度に完成したTM Textiles＆ Garments Ltd.第３期工場の生産は低調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は137億14百万円（前期比13.8％減）となりました。

（ベトナム）

PHU THO MATSUOKA CO.,LTDの第３期工場では、受注は伸び悩みましたが、需給バランスを見据えたライン増設に取り組む等、効率性を重視した運営に努めたほか、ベトナムでのさらなる生産能力拡大を目指し、2019年11月にAN NAM MATSUOKA GARMENT CO., LTDを設立しました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は76億98百万円（前期比19.4％増）となりました。

（ミャンマー）

前連結会計年度に増床工事が完了したMYANMAR POSTARION CO., LTDのシュエピター工場では順調に生産ラインの拡大を進め、生産体制の強化に取り組みました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は39億17百万円（前期比22.0％増）となりました。

（インドネシア）

前連結会計年度より操業を開始しましたPT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIAの稼働が軌道に乗り始め、新設備の導入により生産性向上を図りました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は９億67百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は571億12百万円（前期比9.9％減）、営業利益は26億3百万円（同22.6％減）となり、営業外費用として海外協力工場向けの貸付金に対する貸倒引当金を計上したこと等により経常利益は25億23百万円（同22.3％減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、特別損失としてBAC GIANG MATSUOKA CO.,LTDにおける減損損失を計上したこと等により11億75百万円（同65.3％減）となりました。

（注）ＳＰＡとは、Speciality store retailer of Private label Apparelの略称で製造小売業の意味であります。

(2) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は14億24百万円であり、その主なものは、生産ラインの増設、生産効率向上のための設備等の購入に係る支出であります。

(3) 企業集団の資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 企業集団の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

(単位：百万円)

区　　分	第61期 (2017年３月期)	第62期 (2018年３月期)	第63期 (2019年３月期)	第64期 (当連結会計年度) (2020年３月期)
売上高	51,758	57,830	63,402	57,112
経常利益	4,070	3,525	3,248	2,523
親会社株主に帰属する当期純利益	2,554	2,175	3,387	1,175
１株当たり当期純利益（円）	303.06	245.99	339.64	117.33
総資産	35,692	42,925	44,335	44,224
純資産	15,436	21,292	25,017	25,357
１株当たり純資産額（円）	1,661.82	1,984.32	2,208.88	2,234.57

(注) 1．当社は2017年９月15日開催の取締役会決議により、2017年10月18日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第61期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

3．第62期に総資産及び純資産が増加しているのは、2017年12月13日に当社株式を東京証券取引所に上場して自己株式の処分、2018年１月10日に第三者割当増資を行っているためであります。

4．「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年２月16日）等を第63期から適用しており、第62期に係る企業集団の財産及び損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標となっております。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

（単位：百万円）

区　　分	第61期 (2017年３月期)	第62期 (2018年３月期)	第63期 (2019年３月期)	第64期 (当事業年度) (2020年３月期)
売上高	31,440	31,118	34,585	30,661
経常利益	3,061	2,221	2,440	1,829
当期純利益	1,320	1,373	1,465	798
１株当たり当期純利益（円）	156.65	155.32	146.91	79.71
総資産	22,708	25,863	26,310	27,385
純資産	11,035	15,936	17,059	17,417
１株当たり純資産額（円）	1,309.09	1,603.05	1,706.52	1,734.72

（注）１．当社は2017年９月15日開催の取締役会決議により、2017年10月18日付で普通株式1株につき500株の株式分割を行っておりますが、第61期の期首に株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
２．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、１株当たり純資産額は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。
３．第62期に総資産及び純資産が増加しているのは、2017年12月13日に当社株式を東京証券取引所に上場して自己株式の処分、2018年１月10日に第三者割当増資を行っているためであります。

(5) 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、お客様のために縫製加工を行っていくものづくり企業です。今後も、より幅広く、お客様の様々なニーズにお応えすることができるよう、海外の生産工場を更に充実させ、生産拠点の更なる最適化を進めていきます。

「中期経営計画- Take On The Global Top！- 」の基本戦略である「大手ＳＰＡとのより一層の取引拡大」を目指し、ベトナム（ゲアン省）の新工場（AN NAM MATSUOKA GARMENT CO., LTD）を建設し、「ベトナムでの生産能力拡大」に取り組んでまいります。「新しい合弁事業モデルの確立」については、４社合弁事業のPT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIAの工場運営や、2020年３月に戦略的業務提携について基本合意した、タイのサハグループとの提携を進めてまいります。

新型コロナウイルス感染症は現時点では収束が見通せない状況にあります。そのため、当社グループにおいても、世界的なアパレル製品の需要の急減、製品や資材等の物流の滞留や途絶により適時適切な資材調達が行えないこと、さらには現地政府が課す移動制限等による工場の操業停止など、厳しい環境下での工場運営を余儀なくされる可能性があります。

当社グループといたしましては、こうした新型コロナウイルス感染症拡大の影響を最小限にとどめ、収束後のお客様の新たなニーズやご期待にお応えできるよう、引き続きASEAN地域等での生産能力の増強と業容拡大により、生産拠点の分散化と新たなサプライチェーンの構築を図り、グローバルなビジネスプラットフォームを革新し続けることにより、当社グループの持続的な成長と競争力強化につなげていく所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会　社　名	資　本　金	出資比率	主要な事業内容
茉織華実業（集団）有限公司	28,030千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
浙江茉織華貿易有限公司	5,000千人民元	— (100.0%)	アパレルＯＥＭ事業
上海茉織華服飾有限公司	6,000千米ドル	25.0% (100.0%)	アパレルＯＥＭ事業
嘉興茉織華華為制衣有限公司	8,000千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
嘉興徳永紡織品有限公司	19,600千米ドル	86.2% (97.8%)	アパレルＯＥＭ事業
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	25,000千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	9,500千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTD	3,000千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
JDT VIETNAM CO.,LTD	10,000千米ドル	— (96.4%)	アパレルＯＥＭ事業
MYANMAR POSTARION CO.,LTD	1,232千米ドル	100.0%	アパレルＯＥＭ事業
MK APPARELS LTD.	198,380千 バングラデシュタカ	— (100.0%)	アパレルＯＥＭ事業
TM Textiles & Garments (HK) Ltd.	23,600千米ドル	65.3%	アパレルＯＥＭ事業
TM Textiles & Garments Ltd.	1,100,000千 バングラデシュタカ	— (65.3%)	アパレルＯＥＭ事業
PT. MATSUOKA INDUSTRIES　INDONESIA	22,000千米ドル	51.0%	アパレルＯＥＭ事業

（注）1．出資比率の（ ）内の比率は、子会社を通じて所有する出資比率を加えた比率を記載しております。
2．AN NAM MATSUOKA GARMENT CO.,LTDは2019年11月に設立いたしました。

(7) 企業集団の主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、メンズ・レディースのカジュアルウェアを中心に、商品企画、生地調達、生地生産、縫製加工に至るまでのアパレルＯＥＭ事業を営んでおります。

(8) 企業集団の主要拠点等（2020年３月31日現在）

① 当社

名　　称	所　在　地
本社	広島県福山市
東京事務所	東京都中央区

② 主要な子会社

名　　称	所　在　地
茉織華実業（集団）有限公司	中華人民共和国 浙江省
浙江茉織華貿易有限公司	中華人民共和国 浙江省
上海茉織華服飾有限公司	中華人民共和国 上海市
嘉興茉織華華為制衣有限公司	中華人民共和国 浙江省
嘉興徳永紡織品有限公司	中華人民共和国 浙江省
PHU THO MATSUOKA CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 フート省
BAC GIANG MATSUOKA CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 バクザン省
JDT VIETNAM CO.,LTD	ベトナム社会主義共和国 ビンズオン省
MYANMAR POSTARION CO.,LTD	ミャンマー連邦共和国 ヤンゴン市
MK APPARELS LTD.	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市
TM Textiles & Garments (HK) Ltd.	中華人民共和国 香港特別行政区
TM Textiles & Garments Ltd.	バングラデシュ人民共和国 ダッカ市
PT. MATSUOKA INDUSTRIES INDONESIA	インドネシア共和国 スバン県

(9) 企業集団の従業員の状況（2020年３月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
13,898名	1,755名増

（注）1．従業員数は当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含む就業人員であり、臨時社員、嘱託社員、パートタイマー及び派遣社員は含んでおりません。
2．前連結会計年度末に比べ従業員数が1,755名増加しております。主な理由はTM Textiles & Garments Ltd.の第３期工場の稼働等に伴い期中採用が増加したことによるものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
116名	７名増	41.0歳	9.3年

（注）従業員数は当社から当社外への出向者を除き、当社外から当社への出向者を含む就業人員であります。

(10) 当社の主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	3,076百万円
株式会社広島銀行	1,268百万円
株式会社みずほ銀行	727百万円

(11) 剰余金の配当に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。

当社は、剰余金処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

配当性向については、当面は年間20％を目途としております。当期については、期末配当として１株当たり40円の利益配当を予定しております。

なお、当社は、取締役会の決議によって、会社法第454条第５項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めており、配当の決定機関は中間配当が取締役会、期末配当は株主総会であります。

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（1）発行可能株式総数　　38,500,000株

（2）発行済株式総数　　10,041,400株（自己株式996株を含む）

（注）新株予約権の行使により31,000株及び報酬としての譲渡制限付株式の付与により13,700株増加し、発行済株式の総数は合計44,700株増加しております。

（3）株主数　　2,113名（自己株式分を含む）

（4）大株主（上位11名）

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
松岡典之	1,535,800	15.29
合同会社マツオカカンパニー	1,475,000	14.69
株式会社広島銀行	420,000	4.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	322,000	3.20
合同会社パインヒルコーポレーション	300,000	2.98
株式会社ファーストリテイリング	286,500	2.85
BNYMSANV AS AGENT/CLIENTS LUX UCITS NON TREATY 1	255,600	2.54
GOVERNMENT OF NORWAY	252,300	2.51
日本生命保険相互会社	250,000	2.48
神原汽船株式会社	250,000	2.48
倉敷紡績株式会社	250,000	2.48

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況　（2020年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	松　岡　典　之	ＣＥＯ 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 嘉興徳永紡織品有限公司 董事長 TM Textiles & Garments (HK) Limited President
取　締　役	内　田　修　平	ＣＦＯ
取　締　役	山　口　哲　司	ＣＯＯ
取　締　役	江　島　貴　志	
取　締　役	中　川　康　明	
常勤監査役	栗　山　文　宏	
常勤監査役	郷　　英　訓	
監　査　役	岡　耕　一　郎	岡　耕一郎法律事務所所長
監　査　役	松　本　久　幸	株式会社Stand by C 代表取締役

（注）１．取締役江島貴志氏及び中川康明氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
２．2019年６月27日開催の第63回定時株主総会において、山口哲司氏及び中川康明氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
３．鎌田登氏は2019年６月27日開催の第63回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
４．代表取締役副社長ＣＳＯ西脇徹氏は2020年１月１日をもって辞任により退任いたしました。
５．監査役岡耕一郎氏及び松本久幸氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
６．監査役郷英訓氏及び松本久幸氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の行為に関する取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役との間の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）及び監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限られます。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	報酬等の総額（百万円）	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	譲渡制限付株式報酬	退職慰労金	
取　締　役（社外取締役を除く）	238	221	14	3	5
監　査　役（社外監査役を除く）	28	27	—	0	2
社外取締役	7	7	—	—	2
社外監査役	7	7	—	—	2
合　　計	281	263	14	3	11

（注）１．取締役の支給人員及び報酬額には2019年６月27日に任期満了により退任した取締役１名、2020年１月１日に辞任により退任した取締役１名が含まれております。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。

３．2001年６月30日開催の第45回定時株主総会において、取締役報酬限度額を年額２億40百万円以内（使用人兼務取締役の使用人給与分を含まない。）、2017年６月28日開催の第61回定時株主総会において、監査役の報酬限度額を年額50百万円以内と決議いただいております。また、上記の報酬限度額とは別に2019年６月27日開催の第63回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬額として年額48百万円以内と決議いただいております。

４．上記の報酬等の総額は、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額３百万円（取締役４名に対して３百万円、監査役２名に対して０百万円）が含まれております。なお、役員退職慰労金制度は2019年６月27日開催の第63回定時株主総会終結時に廃止しております。

(4) 役員報酬の決定方針

当社は、固定報酬部分である職位や職責に応じた「基本報酬」のほか、短期インセンティブとして会社業績及び職務執行に対する業績評価に基づき支給される「賞与」、中長期的な業績や株価向上へのインセンティブとしての「譲渡制限付株式報酬」で構成されております。

なお、取締役の報酬体系ならびに具体的な報酬額は、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で支給し、取締役会の任意の諮問機関として設置した指名報酬委員会における審議を経たうえで取締役会に答申され、決定しております。

また、監査役の報酬額は、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、監査役会において役割等を勘案し協議にて決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

当社と、社外監査役岡耕一郎の重要な兼職先である岡耕一郎法律事務所及び社外監査役松本久幸の重要な兼職先である株式会社Stand by Cとの間に重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主 な 活 動 状 況
社外取締役	江 島 貴 志	当事業年度開催の取締役会には15回中15回に出席し、議案審議等につき、経験豊富な元経営者の観点から必要な発言を行っております。
社外取締役	中 川 康 明	2019年６月27日就任後に開催された当事業年度開催の取締役会には11回中11回に出席し、議案審議等につき、アパレル業界における豊富な経験及び経験豊富な企業経営者としての観点から必要な発言を行っております。
社外監査役	岡 耕 一 郎	当事業年度開催の取締役会には15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
社外監査役	松 本 久 幸	当事業年度開催の取締役会には15回中15回に出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、当事業年度開催の監査役会には、15回中15回に出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

本事業報告に記載の金額及び数量、比率は、表示単位未満を切り捨てております。

連結貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**31,111**	**流動負債**	**14,270**
現金及び預金	9,263	支払手形及び買掛金	8,928
受取手形及び売掛金	9,954	短期借入金	2,967
商品及び製品	2,210	1年内返済予定の長期借入金	257
仕掛品	4,275	未払法人税等	433
原材料及び貯蔵品	2,322	賞与引当金	314
その他	3,095	その他	1,369
貸倒引当金	△10	**固定負債**	**4,597**
		長期借入金	3,519
		繰延税金負債	27
固定資産	**13,113**	退職給付に係る負債	350
有形固定資産	**10,240**	資産除去債務	199
建物及び構築物	5,622	その他	500
機械装置及び運搬具	3,469	**負債合計**	**18,867**
土地	405	**（純資産の部）**	
建設仮勘定	166	**株主資本**	**21,726**
その他	575	**資本金**	**560**
無形固定資産	**1,457**	**資本剰余金**	**2,525**
投資その他の資産	**1,415**	**利益剰余金**	**18,642**
投資有価証券	859	**自己株式**	**△2**
長期貸付金	1,149	**その他の包括利益累計額**	**709**
繰延税金資産	247	**その他有価証券評価差額金**	**16**
その他	728	**為替換算調整勘定**	**730**
貸倒引当金	△1,568	**退職給付に係る調整累計額**	**△37**
		非支配株主持分	**2,921**
		純資産合計	**25,357**
資産合計	**44,224**	**負債・純資産合計**	**44,224**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**57,112**
売上原価		**49,625**
売上総利益		**7,487**
販売費及び一般管理費		**4,884**
営業利益		**2,603**
営業外収益		
受取利息及び配当金	16	
為替差益	8	
持分法による投資利益	42	
受取手数料	36	
受取賃貸料	15	
補助金収入	133	
その他	232	**484**
営業外費用		
支払利息	127	
貸倒引当金繰入額	345	
その他	91	**564**
経常利益		**2,523**
特別損失		
減損損失	326	326
税金等調整前当期純利益		**2,197**
法人税、住民税及び事業税	1,017	
法人税等調整額	△94	**922**
当期純利益		**1,274**
非支配株主に帰属する当期純利益		**98**
親会社株主に帰属する当期純利益		**1,175**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（2020年３月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		**（負債の部）**	
流動資産	**12,165**	**流動負債**	**5,781**
現金及び預金	2,263	支払手形	1,100
受取手形	1,354	買掛金	2,227
売掛金	4,554	短期借入金	1,400
商品及び製品	1,519	１年内返済予定の長期借入金	257
仕掛品	1,695	リース債務	8
原材料及び貯蔵品	14	未払金	333
前渡金	103	未払費用	96
前払費用	36	未払法人税等	288
未収入金	473	前受収益	0
その他	158	賞与引当金	55
貸倒引当金	△7	その他	13
		固定負債	**4,187**
固定資産	**15,219**	長期借入金	3,519
有形固定資産	**562**	リース債務	12
建物	266	退職給付引当金	138
工具、器具及び備品	48	関係会社整理損失引当金	226
土地	213	資産除去債務	6
リース資産	18	その他	283
建設仮勘定	0	**負債合計**	**9,968**
その他	14	**（純資産の部）**	
無形固定資産	**70**	**株主資本**	**17,400**
ソフトウェア	68	**資本金**	**560**
その他	2	**資本剰余金**	**2,670**
投資その他の資産	**14,586**	資本準備金	553
投資有価証券	101	その他資本剰余金	2,116
関係会社株式	2,791	**利益剰余金**	**14,172**
関係会社出資金	9,581	利益準備金	15
関係会社長期貸付金	1,665	その他利益剰余金	14,157
繰延税金資産	230	別途積立金	1,500
関係会社長期未収入金	1,150	繰越利益剰余金	12,657
その他	551	**自己株式**	**△2**
貸倒引当金	△1,485	**評価・換算差額等**	**16**
		その他有価証券評価差額金	**16**
		純資産合計	**17,417**
資産合計	**27,385**	**負債・純資産合計**	**27,385**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**30,661**
売上原価		**27,437**
売上総利益		**3,223**
販売費及び一般管理費		**1,547**
営業利益		**1,675**
営業外収益		
受取利息及び配当金	295	
為替差益	139	
その他	107	**542**
営業外費用		
支払利息	29	
支払手数料	3	
貸倒引当金繰入額	345	
その他	10	**388**
経常利益		**1,829**
特別利益		
関係会社整理損失引当金戻入益	27	**27**
特別損失		
関係会社貸倒引当金繰入額	136	
関係会社出資金評価損	303	**440**
税引前当期純利益		**1,416**
法人税、住民税及び事業税	642	
法人税等調整額	△24	**618**
当期純利益		**798**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社マツオカコーポレーション
　取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ
広　島　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板　谷　宏　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　本　芳　樹　㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社マツオカコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社マツオカコーポレーション及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・　連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月25日

株式会社マツオカコーポレーション
取締役会 御中

有限責任監査法人ト ー マ ツ
広　島　事　務　所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　板　谷　宏　之　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　宮　本　芳　樹　㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マツオカコーポレーションの2019年4月1日から2020年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年３月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求めました。

（2）　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年５月26日

株式会社マツオカコーポレーション　監査役会

常勤監査役　栗山文宏 ㊞

常勤監査役　郷　英訓 ㊞

社外監査役　岡　耕一郎 ㊞

社外監査役　松本久幸 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　　剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、株主への利益還元を図り、かつ将来の事業展開及び財務体質の充実に必要な内部留保を確保するため、業績に対応した配当を行うことを基本方針としております。

期末配当につきましては、第63期の期末配当は一過性である固定資産売却に係る特別利益を計上したことにより、第62期に比べて10円増配の50円にしましたが、第64期の期末配当は当期の業績及び今後の事業展開等を勘案し、第63期に比べて10円減配となる40円にしたく存じます。

(期末配当に関する事項)

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき 金40円

総額　401,616,160円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年６月29日

第２号議案　　取締役６名選任の件

当社の取締役は、2019年６月27日開催の当社定時株主総会において選任いただいた６名のうち、西脇徹氏は2020年１月１日付で辞任し、他の５名全員は本総会終結の時をもって任期満了となります。改めて経営体制の強化のため取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
1	松岡典之（まつおかのりゆき） （1957年１月24日生） 再任	1995年１月　当社　専務取締役 2000年６月　当社　代表取締役社長 2001年６月　茉織華実業（集団）有限公司 董事長（現任） 2014年６月　当社　代表取締役社長　兼　最高経営責任者 2016年６月　当社　代表取締役社長 2018年６月　当社　代表取締役社長ＣＥＯ（現任） （重要な兼職の状況） 茉織華実業（集団）有限公司 董事長 嘉興徳永紡織品有限公司 董事長 TM Textiles & Garments (HK) Limited President	1,535,800株
	【取締役候補者とした理由】 2000年６月の当社代表取締役社長就任以降、長年にわたりグループ全体のトップとして経営の指揮を執り、経営者としての豊富な経験とアパレルや縫製に対する高い見識を備え、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮しております。取締役として相応しい人格を兼ね備え、当社グループの持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
2	うち だ しゅう へい 内 田 修 平 （1972年７月２日生） 再 任	1999年６月　当社　入社 2007年４月　当社　経理部次長 2012年６月　当社　管理部次長 2013年６月　当社　取締役管理部長 2016年６月　当社　専務取締役管理部長 2017年４月　当社　専務取締役管理本部長 2018年６月　当社　取締役ＣＦＯ（現任）	30,900株
	【取締役候補者とした理由】 長年、当社の経理財務や総務人事部門の責任者を務め、経営者としての相応しい人格を持ち、経営及び経理財務や総務人事に対する幅広い経験と知識を有しており、当社グループの管理体制の更なる充実のため、引き続き選任をお願いするものであります。		
3	やま ぐち てつ じ 山 口 哲 司 （1959年１月８日生） 再 任	1981年４月　蝶理株式会社　入社 2010年７月　同社　ユニフォーム部長 2012年６月　同社　執行役員　繊維製品副本部長 2015年６月　同社　専任理事 蝶理ＭＯＤＡ株式会社　代表取締役社長 2017年６月　蝶理株式会社　顧問 2019年６月　当社　取締役ＣＯＯ（現任）	900株
	【取締役候補者とした理由】 経営者としての相応しい人格を持ち、他社で長年培ったアパレルに対する高い見識と経営に対する経験と知識を活かして2019年６月から当社グループの事業を統括しております。当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮して持続的な成長を実現するため、引き続き選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の普通株式数
4	さ　とう　　ひとし 佐　藤　　仁 （1960年７月13日生） 新　任	1983年４月　三井物産株式会社　入社 2007年10月　三井繊維物資貿易有限公司総公司 総経理 2012年３月　三井物産(中国) 有限公司大連分公司 総経理 2018年４月　三井物産株式会社 流通事業本部主管 北京百望達商貿有限公司 管理本部長 2020年４月　当社　入社	０株
	【取締役候補者とした理由】 他社で長年培ったアパレルに対する高い見識と経営に対する経験と知識を有しております。経営者としての相応しい人格を持ち、当社グループの企業価値向上に向けてリーダーシップを発揮して持続的な成長を実現するため、新たに選任をお願いするものであります。		
5	え　しま　たか　し 江　島　貴　志 （1971年10月22日生） 再　任	1996年８月　オカノハイテック株式会社 （現オー・エイチ・ティ株式会社）入社 2008年12月　同社　代表取締役 2013年10月　同社　取締役営業本部長 2015年１月　株式会社誠和入社 事業統括本部長 2015年５月　同社　取締役事業統括本部長 2015年６月　当社　監査役 2017年６月　当社　社外取締役（現任）	０株
	【社外取締役候補者とした理由】 元企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。		
6	なか　がわ　やす　あき 中　川　康　明 （1954年12月23日生） 再　任	1978年４月　株式会社オンワード樫山（現：株式会社 オンワードホールディングス）入社 2007年９月　オンワード商事株式会社　企画統括部長 2008年３月　同社　取締役　ＳＰ事業本部長 2014年３月　同社　取締役　国際部部長 2019年６月　当社　社外取締役（現任）	０株
	【社外取締役候補者とした理由】 アパレル業界における豊富な知識及び元企業経営者としての豊富な経験と高い見識を当社の経営に活かしていただくため、社外取締役として引き続き選任をお願いするものであります。		

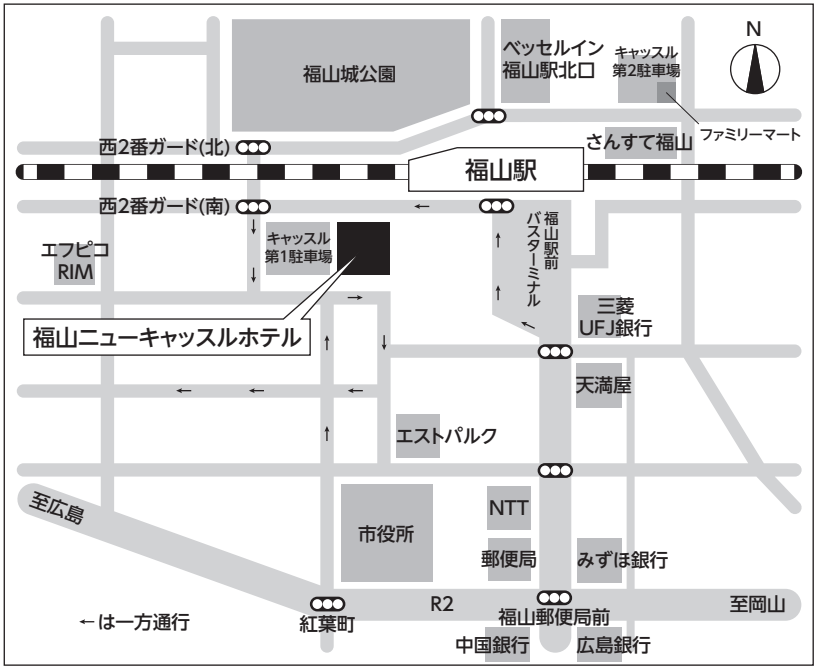
（注）1．各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2．江島貴志氏及び中川康明氏は、社外取締役候補者であります。なお、江島貴志氏及び中川康明氏は東京証券取引所が定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合、当社は独立役員の届出を継続する予定であります。
3．江島貴志氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって３年となります。なお、江島貴志氏は当社の社外取締役就任前は、当社の社外監査役であり、その在任期間は２年でありました。また、中川康明氏は現在、当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって１年になります。
4．当社は、社外取締役が期待される役割を十分発揮できるよう、定款第28条第２項において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、法令が規定する損害賠償責任の限度額を上限とする責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき江島貴志氏及び中川康明氏は当社との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、当該責任限定契約を継続する予定であります。

以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

【 会　場 】　広島県福山市三之丸町８番16号
福山ニューキャッスルホテル　３階　光耀の間
電話 084-922-2121（代表）



【 交　通 】　＜JRご利用の場合＞
・山陽新幹線・山陽本線・福塩線 福山駅より徒歩１分

＜お車でお越しの場合＞
・山陽自動車道福山東 I. C. より15分

UD FONT　見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。

VEGETABLE OIL INK　地球環境に配慮した
植物油インキを使用しています。